

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第 18 条第 1 項に基づく諮問について（答申）

平成 25 年 12 月 5 日付け教総第 916 号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 25 年 8 月 21 日付け生学第 305 号により多賀城市教育委員会が行った公文書の不在の決定は相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成 25 年 8 月 8 日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 25 年 7 月 11 日「東北随一の文化交流拠点の整備」発表に関する全ての文書を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成 25 年 7 月 11 日「東北随一の文化交流拠点の整備」発表は多賀城市長が行ったものであり、当該発表に係る事務の執行は、多賀城市長の事務部局（以下「市長部局」という。）において行ったものであって、教育委員会で保管している公文書はなかったことから、平成 25 年 8 月 21 日に、上記(1)の請求に対して、条例第 11 条第 2 項の規定により公文書の不在の決定（以下「公文書不在決定」という。）を行った。
- (3) 上記(2)の公文書不在決定に対し、不服申立人は、平成 25 年 9 月 27 日付けで異議申立てを行った。
- (4) 教育委員会は、平成 25 年 12 月 5 日付け教総第 916 号により、本件不服申立てに係る上記(2)の公文書不在決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は本件諮問に対し、平成 26 年 1 月 8 日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関及び異議申立人から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、同請求書に対する公文書不在決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 当審査会の判断

- (1) 本件の公文書開示請求において、不服申立人が開示請求した公文書の内容は、平成 25 年 7 月 11 日「東北随一の文化交流拠点の整備」発表に関する全ての文書であった。
- (2) 平成 25 年 7 月 11 日の発表は、多賀城駅周辺の中心市街地整備に関し、東北随一の文化

交流拠点を構築するために、多賀城市とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とが連携することを記者発表したものである。

- (3) 異議申立書において、不服申立人が、存在していることは明らかであると主張する出張命令書や復命書とは、平成25年7月25日から同月26日にかけて行われた、教育委員会職員による佐賀県武雄市図書館への視察（以下「図書館視察」という。）に伴う文書である。
- (4) 図書館視察は、不服申立人も主張するとおり、多賀城市立図書館を多賀城駅前に移転することに伴う先進地視察である。
- (5) 多賀城市立図書館は、多賀城駅前の再開発ビルに移転する予定であることから、不服申立人は、平成25年7月11日に発表された東北随一の文化交流拠点の整備と図書館視察が関連すると思ったものと思われるが、本件公文書開示請求書に記載されている開示請求する公文書の内容から判断すると、同日の発表そのものに係る文書及び当該発表に至るまでの文書を請求しているものと考えることが妥当であり、同日の発表後の文書までもを請求する意図を読み取ることはできないものと考えられる。
- (6) 実施機関の意見等から、平成25年7月11日の発表に係る事務は、市長部局の所管であり、教育委員会では、当該発表そのものに係る文書及び当該発表に至るまでの文書は保管していないものと判断された。
- (7) よって、前記1記載のとおり、答申する。

4 付言

なお、公文書の開示請求に対する取扱いについて付言する。

前記1に記載のとおり、教育委員会が行った公文書の不存在の決定は相当であるとの結論に至ったが、本件諮問に係る審査の過程において、教育委員会と不服申立人との間で、本件開示請求の対象範囲について誤解が生じているものと認められた。

その誤解とは、教育委員会が平成25年7月11日の発表そのもの、又は当該発表に至るまでの公文書を対象と捉えて開示の判断を行ったのに対し、不服申立人は、当該発表後の公文書も含めて開示請求を行ったものと考えられるが、教育委員会が不服申立人に対して送付した本件公文書不存在決定通知書からだけでは、教育委員会の意図が不服申立人に伝わっていないものと考えられる。

不服申立人は、平成25年7月11日の発表に係る同様の開示請求を市長に対しても行っており、市長部局から当該発表に係る文書の開示を受けているものではあるが、教育委員会は、公文書の不存在決定の際に請求対象として捉えた公文書の範囲や平成25年7月11日の発表に係る市長部局と教育委員会との関係等を、不服申立人に対して十分に説明すべきものであると考える。

また、今後の公文書の開示請求に対しても、開示請求者との間で十分な聞き取りや説明を行い、実施機関と開示請求者との間で、開示請求の内容に誤解が生じないような取扱いの徹底を求めるものである。

以上